

平成16年10月期 第三級海上特殊無線技士 試験問題

法規 20問
無線工学 10問 } 30問 1時間

法 規

1. 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の免許がないのに、漁船に船舶局を開設しても、罰せられない。
2. 免許人は、船舶局の識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）の指定の変更を受けようとするときは、あらかじめ免許状の訂正を受けなければならない。
3. 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等は、電波の質といわれる。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力5キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる。
5. 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
6. 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用してはならない。
7. 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
8. 無線電話通信では、略語を使用してはならない。
9. 漁船の船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたとき、操業中であれば直ちに応答しなくてもよい。
10. 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序について海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
11. 船舶局は、呼出しの際に混信の防止その他の事情によって通常通信電波以外の電波を用いようとするときは、その電波の周波数があらかじめ定められている場合を除き、呼出事項の次に「こちらは…（周波数、周波数帯又は通信路）に変更します」を送信して通知することができる。
12. A3E電波27,524キロヘルツにより遭難通信を行う場合は、呼出しの前に注意信号を送信することができる。
13. 船舶局は、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
14. 船舶局における遭難呼出しは、特定の無線局にあてなければならない。
15. 船舶局は、「緊急」又は「パンパン」の信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、この信号のあとの緊急通信を少なくとも1分間継続して受信しなければならない。
16. 電波法では、安全通信とは「船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。」と規定している。
17. 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）と漁業用海岸局（漁業の指導監督用のものを除く。）との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
18. 船舶局の免許人が電波法に違反すると、総務大臣から3か月以内の期間を定めてその船舶局の運用の停止を命ぜられることがある。
19. 船舶局が遭難通信を行つたとき、免許人は、総務省令で定める手続により、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
20. 船舶局には、総務省令で定める場合を除き、電波法及びこれに基づく命令の集録を備え付けておかななければならない。